

## 「身体介護」と「生活援助」

訪問介護サービスには、2つのサービス内容があり、ひとつは**身体介護**、もうひとつは**生活援助・支援**です。身体介護とは、訪問介護員（ヘルパー）が家庭を訪問して、日常生活上のお世話をするサービスです。生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活における援助・支援のことで、ご利用者様が**単身**、ご家族様が**障害・疾病**などのため、ご本人様やご家族様が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

### 身体介護

○ できること	× できないこと
○ 体位変換・移動介助・食事介助、等	× 胃ろうチューブの洗浄
○ 経管栄養剤の準備・経管栄養中の観察	× 肌に接着したパウチの取り換え
○ トイレ誘導・排泄介助・おむつ交換	× カテーテルの洗浄
○ パウチにたまった排泄物の処理	× 褥瘡の処置
○ カテーテルの準備	× たんの吸引（※1 条件により○）
○ 着替え・洗面・洗髪・整髪	× 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）（※2 条件により○）
○ 入浴介助・清拭	× 散髪
○ 歯磨きなど口腔ケア	× 巻き爪等変形した爪の爪切り
○ 髭そり・爪切り・耳そうじ	× 医学的判断が必要な傷の処置
○ 体温測定・血圧測定（自動測定機に限る）	× 口を開けさせて薬を飲むのを手伝う
○ 切り傷・すり傷・やけどなどの専門的な判断や技術を必要としない処置（軟膏を塗る・湿布を貼るなど）	× 自宅から病院まで、ご利用者様やヘルパーの自家用車を運転
○ 服薬を見守る	× ご本人様の代わりに医師に説明する・説明を受ける
○ 移動や食事、家事の際の見守り、声掛け	× 入院中の付き添い
○ 自宅や病院まで、タクシーや交通公共機関で付き添う	× 通院時の病院内での付き添い（状況により可能な場合も有り）
○ 受診の手続き代行・病院での支払い代行	× ご家族に代わっての入院や手術の同意や手続き
○ 車いす・徒歩での日常的な外出への付き添い（銀行・郵便局・福祉事務所・買い物等）	× 娯楽・趣味・散策目的の外出
○ 一回分が取り付けてある（一包化）内服薬の介助	× 地域の行事や冠婚葬祭への外出
	× 一回分の薬の取り分けや処方された薬の仕分け

（※上記は一部の紹介です。詳細はヘルパー事業所やケアマネージャーへご確認下さい。）

※1 ヘルパーが、たんの吸引を実施する場合、都道府県より「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」の交付を受けている必要があります。また、そのヘルパーが所属している事業所が、「登録特定行為事業者」として都道府県に登録している必要があります。

※2 ヘルパーが、経管栄養を実施する場合、都道府県より「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」の交付を受けている必要があります。また、そのヘルパーが所属している事業所が、「登録特定行為事業者」として都道府県に登録している必要があります。

## 生活援助

○ できること	× できないこと
○ 日常的な調理・配膳・後片付け	× ご利用者様以外の分の食事を作る
○ 本人が過ごす場所の整理・整頓	× 行事食（行楽弁当、おせち等）を作る
○ 日常的な可燃・不燃ごみ・リサイクルごみを集積場に持っていく	× ご本人様が使わない部屋の掃除
○ 日常着を洗う・干す・取り組む	× 家電・家具の移動や修理
○ 本人の分の生活必需品の買い物を代行する	× 自家用車の洗車
○ コンビニや銀行での振込用紙を使つての振込代行	× デパートなどへの付き添い
○ 介護に関する質問や相談に情報提供をする	× ご家族様の分の買い物をする
○ 市販薬の買い物代行（商品名が正確に確認できるもの）	× 車の運転を代行する
○ 薬を受け取りに行く	× 預貯金の引きおろし代行
	× 花木への水やり
	× ペットの世話や散歩
	× 茶飲み話だけが目的の話し相手
	× ヘルパーとの私用電話
	× 金銭や貴重品の管理
	× ご利用者様の入院先への見舞い
	× ご利用者様が留守の状態でのサービス提供

（※上記は一部の紹介です。詳細はヘルパー事業所やケアマネージャーへご確認ください。）